

治療休暇制度規定例

(総則)

第1条 この規定は、株式会社00（以下「会社」という）の治療休暇制度について定める。

2. 治療休暇制度は、従業員が第4条に定める疾患を治療するために通院する時間の確保を目的としたものである。

(定義)

第2条 治療休暇制度とは、私傷病の治療に当たり長期的かつ定期的な通院が必要な従業員に対して、通院のための休暇を付与する制度をいう。

(対象者)

第3条 治療休暇制度を利用することのできる従業員は、勤続〇年以上で、第4条に定める疾患に罹患している者とする。

(対象範囲)

第4条 治療休暇制度の対象となる疾患は、次のとおりとする。

- (1) 悪性新生物（がん）
- (2) 精神および行動の障害
- (3) 循環器系の疾患（心臓病、脳血管障害、腎疾患など）
- (4) 筋骨格系および結合組織の疾患（椎間板ヘルニアなど）
- (5) 特定疾患治療研究事業対象疾患（難病）
- (6) 医師の診断に基づく不妊症（※男女ともに利用可能）
- (7) その他前各号に準ずると会社が認める疾患

(休暇日数)

第5条 対象従業員は、各年次について〇日の治療休暇を取待することができる。ただし、当該年度における残日数を翌年度に繰り越すことはできない。

2. 休暇の利用は次の用途のみとし、それ以外の目的で利用してはならない。

- (1) 治療のための通院
- (2) 治療の副作用による体調不良で出勤が困難な場合
- (3) 医師に自宅療養を指導された場合
- (4) その他前各号に準ずると会社が認めた場合

(休暇の単位)

第6条 治療休暇は、通院治療の状況に応じて、次のとおり取得することができる。

- (1) 1日単位
- (2) 半日単位
- (3) 1時間単位

(申請手続き)

第7条 治療休暇の取得を希望する者は、原則として○日前までに「治療休暇申請書」を提出し、所属長の許可を受けなければならない。取符申請の取り消し、日時の変更などの場合にも同様とする。なお、取符申請時には、必要に応じて医師の診断書も一緒に提出する。

2. 会社は、業務の都合上やむを得ない場合に限り、治療に支障のない範囲で他の日程に変更することができるものとする。

3. 会社は、利用者が指定した日時に休暇を取得できるよう、代替要員の確保を図るなどの状況に応じた配慮を行わなくてはならない。また、利用者のプライバシー保護には十分に配慮しなくてはならない。

(休暇中の給与)

第8条 治療休暇を取得した日の給与は有給とし、通常の給与を支給する。

(休暇期間中の諸取り扱い)

第9条 治療休暇の期間については、出勤したものとして扱い、会社は、治療休暇を取得したことを理由に昇給・昇格その他について不利益な取り扱いはしない。

2. 治療休暇の期間について、勤続年数は通算して取り扱う。

(附則)

この規定は、平成○年○月○日より適用する。